

高知市上下水道局建設工事に係る委託業務低入札価格調査制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、高知市上下水道局が競争入札により建設工事に係る委託業務の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は政令第167条の10の2第2項の規定により、価格その他の条件が高知市上下水道局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が高知市上下水道局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする場合の手続き（以下「低入札価格調査制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

また、本制度運用のため低入札価格調査制度審査会（以下「審査会」という。）を設け、落札者の決定等の必要な処理を行うこととする。

第2 対象業務

この要領は、高知市上下水道局が競争入札により請負契約を締結しようとする建設工事に係る委託業務のうち、高知市建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領に規定する総合評価落札方式によるものについて適用する。

低入札価格調査制度による入札（以下「低入札」という。）において、調査基準価格（第3-1参照）を下回る額の入札をした者（以下「低入札者」という。）を低入札価格調査制度の対象として扱う。

第3 調査基準価格及び失格基準

1 調査基準価格

低入札価格調査制度を適用する建設工事に係る委託業務の競争入札においては、入札ごとに、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

(1) 算定方法

調査基準価格は、次表に掲げる委託業務の種類に応じ、予定価格算定の基礎となった業務費をもとに算定した①から④までに掲げる額の合計値とする。

業務の種類	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
土木設計	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
建築・設備設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
家屋補償	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
漏水調査	直接人件費の額	直接経費の額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	—

(2) 調査基準価格の設定範囲

- ① 測量業務については、上記表により算出した額（税抜き、以下同じ）が予定価格（税抜き、以下同じ）に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合は予定価格の 10 分の 8.2 の額とし、予定価格の 10 分の 6 に満たない場合は予定価格の 10 分の 6 の額とするものとする。
- ② 土木設計及び家屋補償については、上記表により算出した額が予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合は予定価格の 10 分の 8.1 の額とし、予定価格の 10 分の 6 に満たない場合は予定価格の 10 分の 6 の額とする。
- ③ 建築・設備設計及び漏水調査については、上記表により算出した額が予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額を超える場合は予定価格の 10 分の 8 の額とし、予定価格の 10 分の 6 に満たない場合は予定価格の 10 分の 6 の額とする。
- ④ 地質調査業務については、上記表により算出した額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 8.5 の額とし、予定価格の 3 分の 2 に満たない場合は予定価格の 3 分の 2 の額とする。
- ⑤ また、2 つ以上の業務内容を含む場合は、それぞれの業務内容に応じて算定し、合計した額とする。

2 失格基準相当額

調査基準価格を定めた業務については、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準となる価格（以下「失格基準相当額」という。）を定めるものとし、調査基準価格の 92% に相当する額を失格基準相当額として扱うものとする。

なお、失格基準相当額を算定する場合においては、1 円未満の端数を切り捨てるものとする。

第 4 品質確保評価

1 評価区分

低入札者があった入札においては、入札参加者全員（入札参加申請時に第 9 の低入札価格調査（以

下「低入札価格調査」という。)を辞退しており、低入札者となったため失格となった者及び失格基準該当の有無の調査(以下「失格調査」という。)において失格となった者は除く。)に関して、当該入札価格水準に応じた委託業務の品質確保の実効性を評価する。

(1) 品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な履行が実現されるか、積算内訳書の提出に基づく積算根拠等により評価する。

2 品質確保評価基準

品質確保の実効性の評価基準は別記1のとおりとし、減点指数の合計により、次のとおり「良」、「可」、「不可」の評価を決定する。

減点指数の合計が0のもの 「良」
減点指数の合計が6未満のもの 「可」
減点指数の合計が6以上のもの 「不可」

3 品質確保評価点

品質確保評価点は、第9の4の審査会事務局が第9の2の調査を行ったうえで案を作成し、審査会が決定する。

(1) 低入札者

低入札者の評価にあたっては、第9の2により提出された資料に基づき次のとおり配点する。

品質確保の実効性	「良」30点 「可」15点 「不可」0点
----------	----------------------

品質確保の実効性の評価が「良」(満点)の場合に、技術評価点の満点相当を品質確保評価点として配点する。

(2) 低入札者以外の入札参加者

第9の2の資料の提出は求めず、品質確保の実効性の評価は「良」(満点)として配点する。

第5 調査基準価格及び失格基準価格の記載

調査基準価格及び失格基準価格を定めた場合は、当該調査基準価格及び失格基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

第6 入札参加者への周知

低入札価格調査制度を適用するときは、適用業務の入札公告により、本要領の対象業務であることを明示するものとする。

第7 低入札価格調査の辞退

入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書において、開札の結果自らが低入札者となった場合は低入札価格調査を受けることをあらかじめ辞退できるものとする。入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している入札参加者が、開札の結果低入札者となった場合は、その時点で失格となるものとする。

第8 入札の執行

低入札者がある入札においては、入札結果を保留とし、失格調査、失格基準に該当しない低入札者に対する調査（以下「低入札調査」という。）を行う。

第9の4の審査において契約締結が可とされた者のうち、評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。

また、最高評価値者となるべき者が2以上あるときは、くじにより最高評価値者を決定する。

第9 低入札価格調査の実施

1 失格調査

- (1) 開札のあった日から3日（開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日を含む。）以内に失格調査を行う。
- (2) 失格調査において、失格基準に該当する者は、審査会の審査に付すことなく、高知市競争入札指名停止措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）で定める指名停止措置を伴わない失格とし、当該失格者には、入札失格通知書（様式1）により通知する。

2 低入札調査

- (1) 低入札者には、誓約書（様式2）及び調査資料（様式3）を3日（開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日は含まない。）以内に提出させることとし、様式4により通知する。
- (2) 失格基準に該当しない低入札者は、(1)の提出期限までに、辞退書（様式4の2）により低入札調査の辞退を申し出ることができる。
- (3) 失格基準に該当しない低入札者が次のいずれかに該当する場合は、その時点で調査を中止する。この場合においては、低入札調査資料は徴取せず、審査会の審査にも付さないものとし、
①に該当するときは、当該低入札者は指名停止措置を伴わない失格とする。
① (2)により辞退書（様式4の2）を提出し、低入札調査の辞退を申し出た場合
② 当該低入札者の品質確保の実効性評価基準の8「業務工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、業務履行上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなき
- (4) 低入札調査の内容は次のとおりとし、低入札調査資料の徴取及び事情聴取を行う。
① 当該価格により入札した理由（数的根拠を含めて示した資料）
② 入札価格の積算内訳書（直接人件費、各種経費、諸経費等の明細を示した資料及び根拠資料）
③ 当該契約の履行体制（業務計画書、業務工程表、業務組織図、業務従事者一覧）
④ 手持業務等の状況（履行中の業務の内容及び工程表、各業務の履行体制を示した資料）
⑤ 配置予定技術者名簿（経歴、保有資格、従事实績、手持ち業務の状況、当該業務に専任可能なことを示した資料）
⑥ 手持機械等の状況（保有又はリース機械等、定期点検結果、稼働状況を示した資料）
⑦ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（TECRIS登録内容確認

書の写し、業務契約書、仕様書、図面、合格通知等の履行したことを示した資料)

- ⑧ 直前3か年の事業（営業）年度に係る計算書類（決算書、財務諸表）
 - ⑨ 管理技術者の専任配置誓約書（誓約書）（様式13）
 - ⑩ 第三者照査概要書（第三者照査者（当該公告に示す入札参加資格を満たす者、かつ令和3年6月2日付け3高水企財第206号「建設工事等の発注に当たっての業者の選定方法等について（通知）」における人的、資本関係のない者）、配置技術者、照査項目、照査対象、照査方法、報告時期を示した資料）
 - ⑪ 確約書（第三者照査の確約を示した資料）（様式14）
 - ⑫ その他必要な事項（その他必要と判断される資料等）
- (7) 調査結果は低入札審査表（様式5）にとりまとめ、審査会の審査に付する。

3 品質確保評価

第4により決定する。

4 審査会の審査

- (1) 第9の規定による事情聴取を実施した場合は、その内容をもとに調査対象者と契約するか否かを審査し決定するため、審査会を設置する。
- (2) 審査会は、低入札調査が2の(3)の規定により中止となったときを除いて、低入札者について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、第10に基づき失格を決定する。
- (3) 品質確保評価及び審査の結果に基づき、失格となった者を除いた最高評価値者を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。
- (4) 審査会事務局は、審査の結果について次により通知する。
 - ① 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる者がある場合は、事前審査方式による案件においては落札決定を行い、落札者には様式6により、その他の入札参加者には様式7により通知する。
 - ② 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、失格とする場合は、様式8によりその旨を通知する。

低入札者全員が失格となり、調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者がある場合は、その者のうち最高の評価値で入札した者を事前審査方式による案件においては落札者として決定し、落札者には様式6により、その他の入札参加者には様式7により通知する。
 - ③ 入札参加者全員が低入札者であり、審査の結果、すべてが失格となったときは、当該入札は中止となることから、入札参加者全員に対して様式9によりその旨を通知する。
 - ④ 審査結果の概要は、落札者が決定した後に様式10により公表する。
 - ⑤ 事後審査方式による案件において、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、当該者を落札候補者として選定し、入札参加資格及び総合評価落札方式に係る評価値の確認が得られた場合、落札決定を行う。落札者には様式6により、その他の入札参加者には

様式7により通知する。

第10 低入札価格調査制度審査会における審査基準

1 指名停止措置を伴う失格

審査会の審査の結果、(1)から(7)までのいずれかに該当するとされた場合は失格とし、その者を指名停止措置要綱の定めるところにより指名停止とする。

共同企業体による入札参加において、(1)から(7)までのいずれかに該当して失格となったときは、当該共同企業体構成員全員を指名停止措置の対象とする。ただし、当該共同企業体構成員のうち特定の構成員のみが、(6)及び(7)のいずれかに該当する場合は、指名停止措置はその該当する構成員にとどめ、他の構成員の指名停止は行わない。

- (1) 第9の2の(2)の規定による辞退書（様式4の2）の提出がない場合であって、理由なく期日までに低入札調査資料の提出がないとき（誓約書、添付すべき資料の添付がない場合又は添付すべき資料が不足する場合を含む。）又は事情徴取に応じないとき。
- (2) 積算内訳書において、設計図書と異なる仕様で経費が計上されているとき。
- (3) 積算内訳書において、設計図書等に記載の仕様とは異なる仕様で経費の積算が行われているとき。
- (4) 積算内訳書において、直接人件費等の各経費の合計又はすべての経費の合計が誤っているとき。
- (5) 積算内訳書において、直接人件費等の経費の積算が項目別に行われていないとき。
- (6) 低入札調査中に指名停止措置要綱において指名停止の対象となる事案に該当し、契約を締結することが適当でないと判断されるとき。
- (7) その他、適正な契約の履行が行われぬおそれがあると認められるとき（低入札調査中に入札参加資格を喪失した場合又は市の契約の相手方とすることが著しく不適當であると判断された場合を含む。）。

2 指名停止措置を伴わない失格

審査会の審査の結果、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するとされたときは失格とするが、指名停止措置は行わない。

- (1) 入札価格が、失格基準に該当するとき。
- (2) 低入札調査中に指名停止措置要綱第8条の規定により指名回避措置を受けたとき。
- (3) 調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者から、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を、別の委託業務の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その委託業務を落札したことの届出書（様式11）が提出されたとき。

第11 契約の締結

低入札者と契約締結をする場合は、次の各号に掲げる事項を条件とし、業務委託契約書（以下「契約書」という。）に特記事項（様式12）として添付する。

低入札者との契約において特記事項として取り扱われる条件は、次のとおりである。

- (1) 契約の保証の額は、業務委託料の10分の3以上となること。（免除不可）

- (2) 前金払の額は、業務委託料の通常 10 分の 3 以内が 100 分の 15 以内となること。
- (3) 管理技術者を専任（他の管理技術者、照査技術者、担当技術者との兼務は不可）で配置しなければならないこと。
- (4) 契約不適合による履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償の請求ができる時期は、通常 3 年以内が 6 年以内（建築関係コンサルタント業務は通常 2 年以内が 4 年以内）となること。
- (5) 契約解除に伴う違約金の額は、業務委託料の通常 10 分の 1 が 10 分の 3 となること。
- (6) 所定の要件を満たす第三者による委託業務の照査を、受注者の費用負担において実施しなければならないこと。（建築関係建設コンサルタント業務は除く）

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

別記 1

品質確保の実効性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 積算内訳書の根拠となる見積書又は積算内訳書の提出がないもの（積算項目が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
2 積算内訳書の内容と積算根拠が一致しない積算があるもの	6
3 設計図書と異なる内容で経費が計上されているもの	6
4 業務の再委託があるもの	6
5 業務内容ごとの積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
6 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の 50%未満のものがあるもの（項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。）	4
7 積算内訳書の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の 80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
8 業務工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、業務履行上何らかの問題があると認められるもの	2

※ 3、6、7については、当該入札に係る設計図書及び高知県土木部の「設計および測量・調査業務積算資料（設計業務等標準積算基準書）」に準じて評価する。

※ 8は、低入札調査の実施によって低入札でない委託業務に比べて契約締結日が遅れる場合、積算内訳書において法定福利費が計上されていない場合等に該当し、減点する。